

全盲の母はたたかう

堀木訴訟＝日本の社会保障を裁く

黒津右次・藤原精吾 編



ミネルヴァ書房

黒津 右次 編
藤原 精吾

全盲の母はたたかう

堀木訴訟＝日本の社会保障を裁く

ミネルヴァ書房

《執筆者紹介》

はしがき	田中 昌人	全障研全国委員長 京都大学助教授
序	小川 政亮	堀木訴訟中対協会会長 日本社会事業大学教授
I	藤原 精吾	堀木訴訟主任弁護人
II	黒津 右次	堀木訴訟中対協事務局長
III	長 宏	元朝日訴訟中対委事務局長 日本患者同盟会長
IV	児島美都子	日本福祉大学教授
V	三塚 武男	同志社大学教授
	住谷 馨	同志社大学教授
VI	角田 豊	同志社大学教授

全盲の母はたたかう

1975年12月10日 第1版第1刷発行

定価は表紙に表示しています

編 者	黒 津 右 次 藤 原 精 吾
発 行 者	杉 田 信 夫
印 刷 者	江 戸 卯 一 郎

発 行 所 株式会社 ミネルヴァ書房

京都市東山区山科日ノ岡堤谷町1
電話 代表 075 (581)局 5191番
振 替 京 都 8 0 7 6 番

©黒津，藤原，1975

共同印刷工業・新生製本

この灯をみんなの胸に

昭和五〇年十一月一〇日に大阪高裁で堀木訴訟に対する第二審判決が行われました。しかし判決は障害者の人権についての見識を示していません。今日のわが国で、戦前的大日本帝国憲法下の諸法律によって障害者対策を実施してもそのまま合憲とされる論理で、立法府の立場にたつてその代弁者の役を果たしたのです。

私は神戸地裁で証人にたつ機会に重症心身障害児などに焦点をおいて、戦後の行財政制度の再編成が障害者にどのように権利の侵害を激しくしてきたかを調べてみました。それによって、あらためて障害者の生活実態とそれをひきおこしてきた政治のしくみを科学的に認識しなければ、障害者の人権を守ることはできないことを痛感しました。それほど障害者は科学的成果の利用上の制約の下におかれているだけでなく、科学研究の正当な対象とされることもなかったのです。したがって障害者問題を科学的に明らかにすることなくその人権問題について判断をすることはできないといってもよいでしょう。それをぬきにして判断するとしたならば、それは障害者の人権問題を判断すべきところを、障害者にたいする人権侵害をしてきたものの側の合理性をのべてるにすぎないことになりかねません。

こんにちの日本では資本主義的生産の必然として、傷病の素因、必須要因、拡大要因の急増のもとにおける人権の侵害がひきおこされています。ひとつには傷病にたいする科学研究のたちおくれと科学的成果の利用上の制約などの諸要因が政治的につくられて傷病から障害者にさせられることが増加しています。ふたつには障害者のもつ固定的機能障害は不変でなく、また人格の発達と結合した能力の発達が保障されることによって障害による制限からの脱却がなされるものであるにもかかわらず、リハビリテーションや社会保障、社会福祉、教育などの制度の著しい不備によって、障害者は早くから固定的機能障害をもたされ、しかも二次的症狀も固定化させられることが増強しています。みつには障害者であることによる生活上の制限や不当な扱いや差別も障害の有無だけによってきまるのではなく、資本家階級が政治的、経済的、イデオロギー的に分裂支配を強め、その責任と負担をはたらく人びとを中心とする国民に転嫁しつづけることによって激化してくるのですが、その傾向はますます強められています。以上の三点だけでなく事態はさらに深刻さを増しています。しかしその実態はまだ全面的には明らかにされていません。

にもかかわらず障害者問題についての科学的な認識をしようとしないう態度によって、この第二審判決は実にはじめに人権思想についての頽廃を自ら暴露しました。憲法違反的判決がなされたのではないかとの疑いさえいだかされたほどです。

ところで今日ひきおこされている傷病とそこからくる障害者の増加、生活や権利侵害の激化、

責任と負担の転嫁などがつよまることは決して宿命的なものではなく、社会的正義にもとづく民主主義の徹底によって変革していくことができます。しかしいままでの政府はその努力をするのでなく形式的平等を認めることさえ重荷として国民の民主主義的諸権利を奪ってきています。貧富の格差などをますます大きくし、インフレと不況の進行のもとで障害が重くなるにしたがって権利を実質的に奪い、憲法の空洞化の下においてきています。しかもそれに対する社会的批判にたいしては、こんどの判決と全く同じく「財政事情が許さない」とか、「財源の効率的運用をはかるために」とか、さらには「国民感情がまだそこまで成長していない」などといって責任を回避し、もっぱら国政を資本家階級のために利用しようとしてきたのでした。しかも注意すべきことのひとつとして最高裁は最近二度にわたって尊属傷害致死罪にたいして、これは「合理的な差別であり合憲」という判断を示しましたが、こんどの大阪高裁も堀木さんにたいする併給禁止措置による「差別扱いには合理的理由がある」としていることがあります。もし、人命や人権の差別扱いが合理的であり合憲であるとすることは、大日本帝国憲法下における「差別的平等」観に道を開く危険性を感じずにはいられません。障害者の生命や人権は一人前とみなされなくても「合理的な差別である」ということになりはしないでしょうか。政府はそれをすすめています。判決はそれを認めました。これでは三権分立どころか司法の変質あるいは人権を守ることについでに腐敗が始まっているとみられなくありません。

この事態を救うことができるのは、主権者としての国民が真に民主的な主人公として道理になつた行動を蓄積していくことによつてです。国民各自が総合的力量を発揮し、同時にそれを組織的力量に高めて、全分野にわたつて民主主義の徹底をはかつていくことによつてそれは現実のものになります。また、それは国民の共通の利益、国民全体の根本的利益を実現するたたかいと結んでいくことによつて、全面的、發展的に実現していきます。そのためにはわたたくしたちがさらに学習をつよめ、生活と権利を奪ってくるものに対する自覚した民主主義擁護のたたかいを民主的な規律のもとで、ねばりづよく、くりかえし、長期間にわたつて、強力にたたかい、それによつてわたたくしたちの権利回復の願いが圧倒的多数の支持をえるようにすることです。障害者はこれまでもねばりづよく障害に打克つたたかいをしてきました。そしていま、障害などを理由にする不当な扱いにたいして、それを根本的に改めさせるために団結をつよめているのです。障害者が国民とともにあつて、歴史の転換期にふさわしい不屈の人として、人間の尊嚴の灯をあかかともとし、勝利への道を確実にすすみはじめているといつてもよいでしょう。人權の灯はいま間違ひなくわたたくしたちの手にあり、一人のめれもなくすべての国民の中にもとめされる時を待っています。たたかいは新しい段階に入りました。

昭和五〇年一月二日

田中昌人

目次

この灯をみんなの胸に

序 権利としての社会保障の確立めざして	一
I 日本の社会保障を裁く	一九
II 支援運動の展開	七九
III 現在の社会保障情勢と堀木訴訟運動の果す役割	一〇五
IV 戦後日本の障害者政策	一三三
V 重度身障者の生活実態	一五五
VI 児童扶養手当と障害福祉年金との併給に関する法制的諸問題	二二五
“おめぐみ”の政策に追隨した第二審判決と新たなたたかいへの出発	二五九

あとがき

序 権利としての社会保障の確立めざして

一 堀木訴訟とは

堀木訴訟とはごく簡単に申しますと、両眼失明の視力障害者である堀木文子さんは昭和二三年に離婚して以来、女手ひとつで、しかも目がみえないという非常に不自由な体で、お子さんを養育してこられた。ところで、こうした離別母子の場合には児童扶養手当法という法律があって、児童扶養手当というものをその母、あるいは養育者に支給することになっているので、堀木さんは昭和四五年二月二三日に兵庫県知事に対して、「児童扶養手当」をうける資格が自分にはあることを認定してほしいという請求をしたのです。

ところが、一カ月たって、三月二三日に兵庫県知事から認定請求を却下されました。その理由は、児童扶養手当法によると、母または、養育者が、他の公的年金をうける時には手当を支給しないという「併給制限条項」があって、これに該当するということです。堀木文子さんは、視力障害者として、国民年金法の障害福祉年金をうけていたのです。これが、ここにいう公的年金にあ

たるといふ訳です。そこで堀木さんは「それはおかしい」と異議申立てを五月一日にしていますが約一カ月たった六月九日、兵庫県知事から、その異議申立てを棄却されました。

そこで文子さんは、ひと月と少したって昭和四五年七月一七日に神戸地方裁判所に、「受給資格の認定請求を却下するという処分を取り消せ。更に、もし却下しなかったら支払われたであろう手当を支払え」という訴訟をおこしたのです。

二 朝日訴訟にはじまる社会保障訴訟の系譜の中で

朝日訴訟の意義

裁判所で社会保障の問題を争っているということ、誰でも、まっ先に思いうかべるのが朝日訴訟です。戦前苦学して中央大学を出たが、無理がたたって、会社員になってから結核でたおれてしまったという朝日茂さんが主人公です。この朝日茂さんが戦前から岡山療養所で、療養生活をおくってこられたところが、ちょうど昭和三十一年、この当時は、社会保障に対する引きしめ、特に生活保護に対するひきしめが非常に強い年で、とりわけ朝鮮人に対するひきしめとならんで、親族扶養の強調の名のもとに保護の引きしめが行なわれていました。

朝日さんの場合も三〇年近くも音信のなかった兄さんが家族といっしょに中国から引きあげて

きて、宮崎県に住んでいるというのを、朝日さんの担当の岡山県津山市の社会福祉事務所がみつけ出して、「あなたは民法にいう扶養義務者だから、ついては毎月一五〇〇〇円の仕送りをしなさい」、こういうことをいったのです。兄さんは民法を知っておれば、そんなことはもちろん拒否したんでしょうが、残念ながら、六法全書があるわけではないし、あっても民法学の教科書まで持っているわけではありませんから、そこで「なんとか無理してでも送りましょう」という約束をしたばかりに、福祉事務所では、まっていたとばかり、当時朝日さんに支給していた生活扶助費としての入院患者日用品費月額六〇〇〇円を打ち切って、「兄さんからの一五〇〇円でまかなえ、そして一五〇〇円から六〇〇円を引いたのこりの九〇〇円は医療費として、国立岡山療養所におさめなさい」、従って必要な医療費から九〇〇円引いたのこりについて医療扶助を行なうという、保護の変更処分を決定しました。そこで、朝日さんとしては、身の回りの品の不足分だとか、それから療養所の給食では患者としてちゃんとした栄養がとれないんだから、補食費といったものを加えて、せめてあと四〇〇円、六〇〇円プラス四〇〇円ですから一〇〇〇円手元に残るようにしてほしいと不服申立てを岡山県知事、さらには、厚生大臣へとしたのですけど、いずれも却下され、そこで、こういう却下裁決というものは、「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という憲法第二五条、そしてそれをうけて「健康で文化的な生活水準を維持するに足るところの最低生活を保障すると明記している生活保護法に違反するも

のである」、として厚生大臣を被告に東京地裁に、昭和三二年の八月に、却下裁決取消訴訟をおこしました。

これが朝日訴訟のはじまりです。この訴えをうけた東京地裁の浅沼裁判長は非常に熱心に審理を行ないまして、現地、岡山にいつて、朝日さんの枕元で、朝日さんのいぶんをきいたりしました。その時に、明治学院大学の天達忠雄先生が「いったい裁判所は、憲法二五条をなんとかろえているのか」と質問されたところ、裁判長は「裁判所としては、憲法二五条は、絵に書いた餅だとは思っておりません」と、答えたということです。

それまで、御承知のように、憲法二五条に関しては、プログラム規定にすぎない、という考え方が最高裁判所の判例（昭和三年九月食糧管理法違反事件）として出ていました。

ところが、この朝日さんの場合に、東京地裁の浅沼裁判長が「憲法二五条は絵に書いた餅ではない」と、いうことをいったものですから、「案外勝つかも说不定ぞ」ということになってきました。その通り昭和三五年—安保闘争の盛り上った年です—一〇月一九日に、東京地裁では、朝日さんの言い分が全面的に認められるという判決が出ました。つまり「何が健康で文化的な最低生活か」ということは、時代と社会によって違うとはいっても、特定の時代、特定の社会をとれば、「この一線をわたたら、もう、人間らしい生活といえないという線がある。それは科学的に立証することができる」。そこで裁判所としても審査することができるとして、その点から、

日用品費六〇〇円というのを審査してみると、当時はマーケット・バスケット方式というやり方で基準額を算出していましたから、例えば月六〇〇円の内訳をみると、シャツは、二年に一着でよろしい、パンツは一年に一着でよろしいという訳です。そんな保護基準はだれが考えたって人間らしい生活とはいえないに決まっていますから、裁判所も、これは憲法第二五条をうけた生活保護法に違反するといわざるをえません。

また、補食費についての判決の考え方は、特に医療社会事業関係の人たちから大変高く評価されているようですが、病院、療養所の給食が、栄養学的に十分でなければ、もちろん補食を認めないことは違法です。裁判所は患者生活の実態に即して考察し、その上に立って、補食費を認めなかった原処分とそれを支持した却下判決は違法であると思いました。

これに対して厚生省側が控訴し、昭和三八年一月四日に東京高裁は、「日用品費六〇〇円といるのはすこぶる低いがしかし、違法ではない」というすこぶる奇妙な判決を下しました。「すこぶる」というのは国語辞典を引いてみますと解るように「非常に」ということです。東京高裁は日用品費六〇〇円を非常に低いと認めたことになりました。多少低いという程度なら、「不当であつても、違法ではない」ということになります。非常に低いといったら違法というほか、日本語としてはおさまりがつかない。日本語としておさまりがつかないような判決をしたのですから、そこで、すこぶる奇妙な判決だという訳です。どうしてそのような奇妙な判決になったかと

いうと、要するに、何が、健康で文化的な最低生活かは、国家財政、国民所得、納税者の感情などを慎重に考えて厚生大臣が決めるのだから、裁判所は簡単に違法というべきではないというところで、要するに政治に妥協した判決といえます。これに対して朝日さんは上告しましたが、病状が重くなって、翌年の昭和三十九年二月一四日に亡くなりました。

亡くなる直前に、養子縁組が決まりました。養子になった朝日健二さん、君子さん夫妻が朝日さんの残した志をうけついで最高裁でたたかいました。これまでに、大勢の人が、朝日訴訟を支援しようと急速に運動が盛りあがってきました。

そして、最高裁判所で昭和四一年七月に三日間にわたって口頭弁論が開かれた時に、たくさんの方々が、朝日さん側の代理人として、弁論を行いました。「補食を認めない」ということがいかに悲さんな結果をもたらすかということも生まれました。実態に即して論じられました。

しかし、最高裁判所の裁判官はどうもあまり熱心に聞いているようには見えない。ところが三日目の最後に、政府側が「この訴訟は気の毒だが、朝日さんが亡くなったからおしまいにすべきだ」といったところ、がぜん裁判官の皆さんが熱心に身をのり出して聞いておられる。そして、翌昭和四二年の五月二四日に、「この訴訟は朝日さんの死亡で終了した」と最高裁判所の判決が出ました。

こうして、法律的には朝日訴訟は終了しましたが、しかし、何が人たるに値する生活であるか

ということを真正面から争っていた朝日訴訟の意義というものは、多くの国民を励まし、これに続く多くの権利闘争というものを生み出していきました。

牧野訴訟について

その一環として、今回の堀木訴訟につながるものとして、非常に重要な、牧野訴訟があります。これは北海道の開拓農民の牧野亨さんが、七〇歳になって老齢福祉年金をもらおうとしたところが、奥さんの方が先に七〇歳になって老齢福祉年金をもらっていたので、当時の国民年金法によると、夫婦の両方が、老齢福祉年金をもらう時は、両方から月に二五〇円ずつ、合計月に五〇〇円、年額にすると六〇〇〇円を減額するということになっていました。

そこで、牧野さんは、いくら夫婦一体だといっても実際には二人別々なのに、それを、夫婦一体だからと減額するのは、ひとり者と夫婦者とを、合理的な理由なくして差別するものであり憲法第一四条違反だから、「減額した分を返せ」と国を相手どった訴訟を東京地裁におこしたのです。牧野さんが自分で書いた訴状は大変立派なものです。牧野さんは学歴が高等小学校一年までしかいていない。しかも明治の人ですから、高等小学校といっても今の小学校の五年にしかない。しかし、大変な勉強家で、自分で六法全書をしらべて、自分で訴状を書いて東京地裁へ送りつけたのです。

この事件の裁判長は、教科書裁判で有名な杉本裁判官でしたが、杉本裁判長は、牧野さんの言

い分を全面的に認めて「夫婦が老齢福祉年金を両方とももらうという時にそれぞれの年金額を減額するという規定は、年金が十分なものであればともかくとして、ただでさえ低い年金を更に減額するということには、何らの合理的な理由もないから従って憲法違反である。だから減額した分を支払え」と判決しました。この判決を獲得するについても、支援運動のひろがりと共に、牧野さん自身の権利意識が非常に強いということ、しかも老人生活の実態に即して、開拓農民として自らのしん苦をなめてきた中での生活感覚に立脚して、「減額することは不合理だ」と生活体験に基づいて訴訟を提起したことが非常に大きいと考えられます。

実は、大変お恥しいんですけど、私なんかも、最初この話を聞いた時なんかは「それはやっぱり夫婦がいっしょだったら、ひとり当りの生活費は安くつくのはあたりまえではないか、とする」とこの訴訟は難しいんじゃないかな」と思ったのです。ところが牧野さんの訴状を見たら、日本の老人は、社会保障が非常に貧しいから、どうしても子供の世話になってしまふ。ひとりの親を養うより、二人の親を養う方が、もっと子供の身になって考えれば大変な訳です。今まで自分のお母さんが老人であって老齢福祉年金をもらっていた。こんどはそこへお父さんも老齢福祉年金をもらうような年になった。ところが両方もらうからといって両方から年金が減らされるとなれば、息子の負担はそれだけ大きくなる、という意味のことがかかれています。そういう日本の老人の置かれている生活実態に即して考えればこの法律の違憲性は明らかであるという主張で、

なるほどと思っていかにも頭が下ってしまったんですが、今回の堀木訴訟の場合も、こういう生活の実態に即して、併給制限がいかに不合理かということが明らかにされてきたといえます。

ところで、この牧野訴訟について、東京地裁で、昭和四三年七月一五日に原告勝訴の判決が出た時に、当時の園田厚生大臣は新聞によると、「たしかに夫婦受給制限条項はおかしいと思うから、法律は改正しなければいけないと思っているけれども、では控訴しないかといえば、いやしくも国会が決めた法律を憲法違反だというのは納得できないから控訴する」といっています。そして国は控訴したのですが、昭和四四年一二月に国民年金法の改正で、夫婦受給制限条項はなくなってしまう、したがって、控訴をけい続する意味というものもなくなってしまうました。そこで東京高裁では、「ここで和解をしたらどうか」といい、牧野さんとしては和解はあまり本意ではなかったようですが、いろんな状況を判断して結局和解が成立しました。もっとも、和解という、両方とも譲歩するようにみえますが、この場合には、牧野さんに夫婦受給制限によって「支給していなかった分に関して全額支給する。その代りこの訴訟はここで取りやめ」ということでですから、結局実質的には牧野さんが勝訴したということです。

この堀木訴訟の場合も、昭和四七年九月二〇日に神戸地裁から「認定請求を却下した処分を取り消す」という憲法違反をはっきりさせた原告勝訴の判決が出た後、昭和四八年九月二六日に、児童扶養手当法の改正が行なわれて、児童扶養手当の場合、障害福祉年金や老齢福祉年金との併